

安全報告書



2022年度

有限会社 カツミ商事

～運輸安全マネジメントに関する取り組みについて～

有限会社カツミ商事では、「運輸安全マネジメント」に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針及びその他の輸送に関わる情報を以下の通りに公表し、全社員が一丸となり**輸送の安全・安心**に取り組んで参ります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送に安全に関する基本的な方針を次の通り定めております。

(1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、現場の声に耳を傾けるなど状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（「Plan Do Check Action」）を実施し、輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、インターネット等を通じて積極的に公表致します。

安全方針

- 1、私たちは、ルールに従い安全運転を行います。
- 2、私たちは、全てにおいて安全を最優先します。
- 3、私たちは、維持・向上み努めます。
- 4、私たちは、安全運転を通じ最高のサービスを提供します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

当社では、輸送の安全目標として、毎年度、人身事故件数 0件、物損事故件数 0件を目標に努めております。2022年度の達成状況及び2023年度の目標は次の通りです。

営業所名	2022年度の実績（単位：件）		
	実績	目標	差異
本社	0	0	0

営業所名	2023年度の目標（単位：件）		
	実績	前年実績	差異
本社	0	0	0

3. 事故に関する統計

【2022年度事故統計の内訳】 (件)

重大事故	0
軽微な事故	0
合計	0

	(件)	
	有責事故	他責事故
人身事故	0	0
車内人身事故	0	0
物損事故	0	0
合計	0	0

4. 安全管理規程

当社では「輸送の安全性向上」を図るべく、安全管理規程を定めております。

(安全管理規程の主な内容)

- ・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- ・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法



安全管理規定.pdf

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

当社では、輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通じ情報の共有・意思の疎通を図るとともに積極的に設備投資を行い、ヒューマンエラーの回避に努めております。

(1)会議

●4月：自動車事故対策委員会

弊社の安全統括管理者が主催し、議題に伴い乗務員も全員参加の会議を行いました。

●10月：自動車事故防止対策委員会

弊社の安全東葛管理者が主催し、観光バス事故についての指導や対策等を行いました。

●12月：運輸安全マネジメント会議

弊社の代表取締役が主催し、安全管理のための体制構築を図るため乗務員も参加し、コミュニケーションの確保を行い、ディスカッションを行いました。

(2)ヒヤリ・ハット情報の収集・共有化・活用

●管理者・乗務員からの「ヒヤリ・ハット」情報や危険箇所情報を提出することで、教育時に情報の共有化を図りました。

(3)改善や提案

●従業員からの意見や提案に関して、速やかに取締役社長に報告・連絡・相談をし検討や実施をしました。

(4)乗務員教育等

●毎月、新型コロナウイルス感染予防【アルコール消毒・体温測定・マスク着用】をしっかりと行い乗務員教育を行いました。

●ドライブレコーダーの映像を使用し、原因分析を行うなどの指導を致しました。

●他社における事故事例の情報を掲示し、乗務員への周知徹底を図りました。

(5)個人に対しての教育等

●ドライブレコーダーを利用した教育を行いました。

●一般診断受講・診断結果を活用した指導を行いました。

●適性診断受講・診断結果を活用した指導を行いました。

●座学10時間以上、実技20時間以上の初任研修を行いました。

(6)乗務員の健康チェック

●定期的に健康診断の受診、その結果に基づいた健康管理指導を行いました。

●診断結果による再検査・早期受診者の確認や受診の促進、経過確認を行いました。

●点呼の際は、乗務員の疾病・疲労・睡眠不足・酒気帯び等の確認を対面にて行い、体調変化など注視し事故防止に努めました。

(7)新型コロナウイルス感染予防対策

●乗務前後の検温、不織布マスクの着用の徹底及び引き続きアルコール消毒等の設置など予防対策に取り組みました。

【乗務員実務研修の内容】

- ・ 事業用自動車の安全運転に関する基本的事項
- ・ 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ・ 交通事故を防止するために留意すべき事項
- ・ 危険予測及び回避（ドライブレコーダーで記録されたヒヤリ・ハット事例の視聴）等

【雪上訓練】



【応急手当】



【消火器の使用方法】



【脱出訓練】



【急ブレーキの操作方法】



【ドライブレコーダー使用の講習】



6. 輸送の安全に関わる情報の伝達体制及びその他組織体制

●別紙「有限会社カツミ商事組織管理図」参照

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1)乗務員への教育・指導

●独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断の受診結果に基づき、安全に対する教育指導を対面で実施しております。

※一般診断は、3年未満1回

※適齢診断は受診者の年齢によるが基本は2年に1回以上

●全乗務員に対して行う指導及び監督の指針こうに基づき、集合教育を実施しました。

※新型コロナウイルス感染予防の為、検温・不織布マスク着用義務

●乗務員研修の内容

事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

危険予測及び回避(ドライブレコーダーの映像を用いた研修)

災害脱出訓練・応急手当・消化訓練・119番通報訓練

雪道走行訓練(チェーン脱着訓練)

※上部にて一部研修・講習内容の写真添付

(2)管理者への教育・指導

●運行管理者・運行管理補助者は、毎年運行管理者講習を受講しております。

●整備管理者は、毎年運行管理者講習を受講しております。

●外部機関が開催する運輸安全マネジメントセミナー(ガイドライン・リスク管理・内部監査)に

8.輸送の安全に関わる内部監査結果ならびにそれに基づき講じた措置

2022年度において基本方針にあるように、安全運転に努めて参りました。2023年3月に監査規程に基づき、安全統括管理者を対象に内部監査を行い、安全管理体制や安全への取り組みについて適合性及び有効性に関し概ね適性であることが確認されました。

9. 貸切バス事業者安全性評価認定

公益社団法人日本バス協会より、安全に対する取り組みが優良な貸切バス事業者として「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高ランク「三ツ星」認定を2021年12月27日に取得いたしました。



10. 輸送の安全に関する組織図

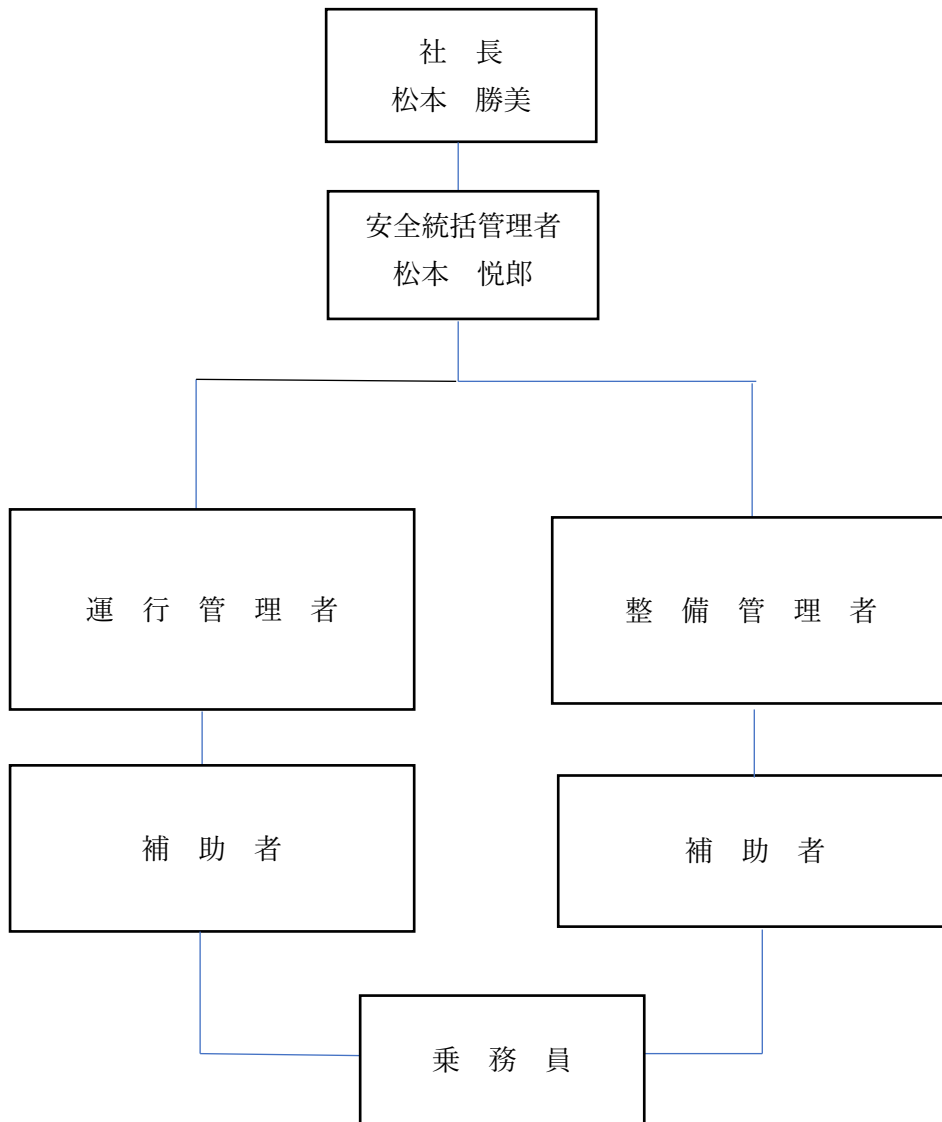
別紙1のとおり

11. 安全統括管理者

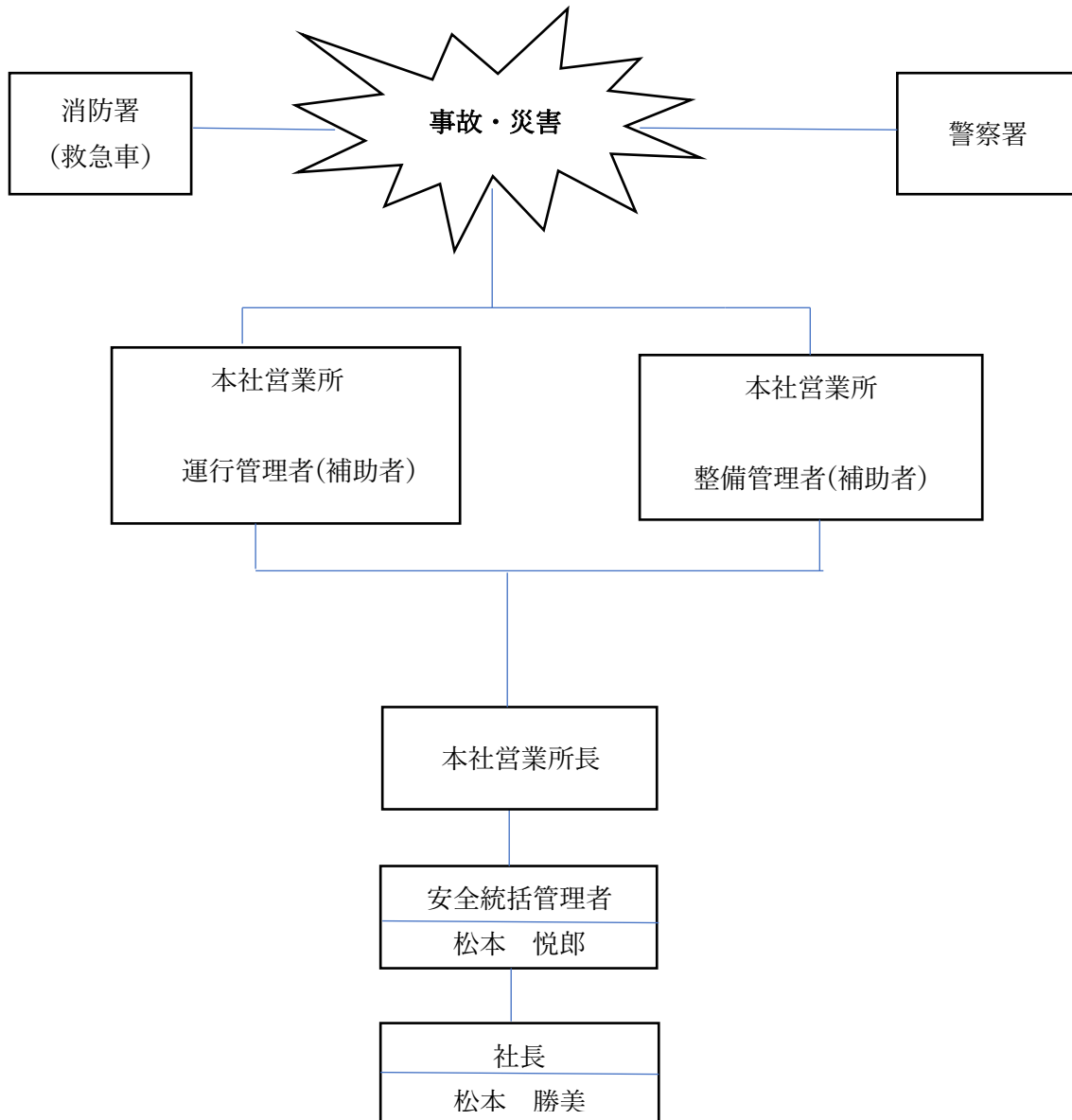
有限会社カツミ商事

代表取締役 松本 悦郎

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図

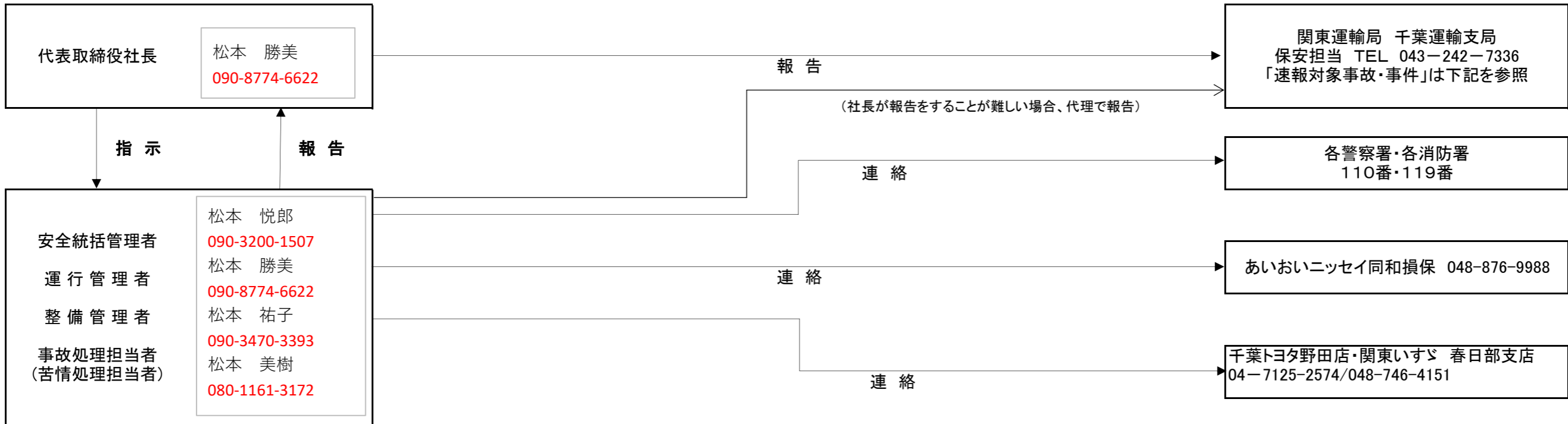


事故・災害等に関する報告連絡体制



事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

有限会社 カツミ商事



指示
状況確認

報告(連絡)

・負傷者の救護
・二次災害防止措置
・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された場合
ドライバーの家族に連絡

- 報告事項
- ①事業者名
 - ②事業形態
 - ③発生日時
 - ④発生日時
 - ⑤事故車の登録番号
 - ⑥死者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑦事故概要
 - ⑧情報入手者
 - ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先

■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

関東運輸局 千葉運輸支局
保安担当 TEL 043-242-7336 FAX 043-244-0760
【勤務時間内8:30~17:15】
携帯電話 TEL 080-3369-7372【勤務時間外・休日】
関東運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課
保安・環境課 TEL 045-211-7256 【勤務時間
内9:30~18:15】
携帯電話 TEL 080-3369-7054 (勤務時間外・
休日) FAX 045-201-8813
「速報対象事故・事件」

(事故・事件の詳細は右記)

- ・ 特定重大事故
- ・ 重大事故
- ・ 特定重大事件
- ・ 重大事件
- ・ 消費者重大事故等

ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を
生じた事故

イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故
(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両
(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもので
あって、乗客が乗車中のもの)

- ・ 事件予告

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
(例:事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vi 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
- vii 自然災害に起因する可能性のある事故
- viii 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故(運行中止を含む)
- ix その他社会的影響が大きいと認める事故(例:事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの(例:報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為